市政全般の情報を皆さんにお知らせします。

市政トピックス

全国一斉「高齢者・障がい者の人権あんしん相談」強化週間

名古屋法務局 人権擁護部
（☎052(952)8111）

虐待やいやがらせ、差別などでお困りの高齢者や障がい者、周りでそういったことを見聞きした人の、電話による相談に応じます。

相談は無料、秘密は厳守しますので、ひとりで悩まず気軽に相談してください。

▼とき　9月10日(月)～16日(日)　午前8時30分～午後7時
※ただし、土曜日・日曜日は午前10時～午後5時
▼相談担当者　人権擁護委員
▼相談専用電話番号　☎0570―003―110

高齢ドライバー教室

安心安全課 防犯交通係
（☎(95)0115）

年齢とともに体力や判断力が衰えていることに気づかず、若い頃の感覚のまま運転して事故を起こしてしまうなど、高齢ドライバーの交通事故が多発しています。

高齢ドライバーの特性や交通事故の原因を理解し、安全な運転方法を身につけます。

※この教室は、運転免許更新時の講習とは全く関係ありません。

▼とき　9月26日(水)　午後1時30分～3時30分
▼ところ　知立自動車学校
※市役所から自動車学校まで送迎バスあり（午後1時市役所発）
▼内容　実技講習・実技講習に基づくディスカッション
※教習車両はATのみです。
▼参加費　無料
▼指導　知立自動車学校指導員
▼参加資格　概ね70歳以上で普通自動車運転免許があり、日常的に運転している人
▼募集人員　20人（申込み順・定員になり次第締め切り）
▼申込み　9月14日(金)までに安心安全課防犯交通係へ。（電話申込み可）

介護サービス事業者の募集

長寿介護課 介護保険係
（☎(95)0122）

「第5期介護保険事業計画・第6次高齢者福祉計画（平成24年度～26年度）」に基づき、次の介護施設の整備をすすめ、平成26年度に開所します。

○介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）定員60人　1か所
○認知症対応型共同生活介護（グループホーム）定員18人　1か所

市ではこれらの介護サービス事業者を募集します。詳しくは市ホームページ「募集要項」をご覧ください。

9月17日は敬老の日です

長寿介護課 長寿企画係
（☎(95)0150）

敬老の日は、長年社会に貢献してこられた高齢者に感謝し、長寿を祝う日です。

9月15日（老人の日）～21日は老人週間です。高齢者福祉への関心と理解を深めるとともに、高齢者自身の生活向上に努める意欲を促そうという週間です。

8月1日現在、市内の満65歳以上の人口は、1万1千901人（男性5千428人・女性6千473人）です。

○次の対象者には、敬老の日にあわせて敬老祝金品を贈呈します。
▼対象者
・数え80歳（昭和8年生まれ）　5千円
・数え88歳（大正14年生まれ）　1万円
・数え100歳（大正2年生まれ）　3万円
・最高齢者　祝品
▼贈呈期間　9月上旬～9月17日(祝)
▼贈呈方法　数え80歳および数え88歳の人は各地区の民生委員が訪問し贈呈。数え100歳、最高齢者および市内特別養護老人ホーム入所の人は、市長が訪問し贈呈します。

○社会福祉協議会からも祝品が贈呈されます。

▼対象者　数え88歳（大正14年生まれ）以上の人
▼贈呈方法　各地区の民生委員が訪問し贈呈します。
▼問合せ　社会福祉協議会（☎(82)8833）

○男女別長寿者トップ10は、左表のとおりです。ご長寿おめでとうございます。（平成24年8月16日現在、年齢基準日：平成24年12月31日）

女性		男性	
ご本人の希望により掲載を控えさせていただきます	103歳	ご本人の希望により掲載を控えさせていただきます	102歳
薮下カナエ（弘法町）	102歳	ご本人の希望により掲載を控えさせていただきます	98歳
西村りと（山屋敷町）	102歳	永田正三（上重原町）	98歳
髙木ヨシ子（本町）	101歳	熊谷春雄（中町）	97歳
ご本人の希望により掲載を控えさせていただきます	101歳	飯島俊夫（新池）	97歳
花井ゆき（山屋敷町）	101歳	近藤末吉（牛田町）	96歳
三浦すづ（新林町）	101歳	近藤仁（東栄）	96歳
近藤ヨシエ（池端）	100歳	谷本實（八橋町）	95歳
磯部静江（谷田町）	100歳	鶴田任（広見）	95歳
岡田ふき（西町）	100歳	深谷昌芳（八橋町）	95歳

※掲載にあたって本人の同意を得ています。

※問合せは知立市役所
TEL 0566－83－1111（代表）
FAX 0566－83－1141
E-mail : info@city.chiryu.lg.jp

支え合う温かい手がすぐ側に（中部9県1市自殺予防統一標語）

衣浦東部保健所 健康支援課（☎(21)4778）

○9月10日から一週間は自殺予防週間です。

うつ、過重労働、介護疲れ、環境の変化などで大きな悩みを抱えている場合、自殺の原因となることがあります。

眠れない、食欲がない、口数が少なくなった等、いつもと様子が違う場合、その変化に気づいて声をかけましょう。

1人で悩み、ストレスを抱え込まないために、話をよく聞き、一緒に考えてくれる人がいることは、悩んでいる人の孤立を防ぎ、安心感を与えます。

衣浦東部保健所と知立市ではこころの健康相談を実施しています。ぜひご利用ください。

西三河都市計画生産緑地地区の変更案の縦覧

都市計画課 都市企画係（☎(95)0129）

▼変更案の内容　生産緑地地区（知立市決定）

▼縦覧期間　9月14日㈮～28日㈮（土、日曜日を除く）　午前8時30分～午後5時15分

▼縦覧場所　市役所4階都市計画課

※この案に対して意見のある人は、縦覧期間中に市へ意見書を提出することができます。

生け垣設置に補助金を交付します

都市計画課 公園緑地係（☎(95)0157）

緑のある街並み、緑化の推進を図るため、生け垣設置に対し予算の範囲内で補助金を交付します。

▼補助対象の主な内容

①公共的道路に沿って延長2m以上生け垣を設置すること

②樹木は、高さ90cm以上

③延長1m当り2本以上植樹すること

▼補助金を受けられる人

市内に土地を所有している人で、市税を完納していること。

なお、集合住宅等で複数の人が共同で生け垣を設置する場合は、代表者を決めて申請してください。

▼補助金の額

○新たに生け垣を設置する場合

・必要経費の3分の2の額（限度額6万円）

○ブロック塀等取り壊して当該場所に生け垣を設置する場合

・必要経費の3分の2の額（限度額10万円）

※この制度を利用される人は工事にかかる前に申請手続きをしてください。工事着手後の申請は受付できません。詳しくは市ホームページまたは都市計画課までお問合せください。

9月10日は「下水道の日」

下水道課 下水庶務係（☎(95)0159）

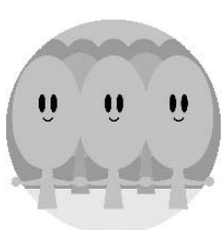

下水道は、汚れた水を処理場に集めて、その水をきれいにして川や海に戻す役割があります。健康で文化的な生活を実現するためには、下水道はなくてはならない存在です。皆さんに下水道に対する理解を深めていただくため、毎年9月10日を『下水道の日』と定めています。

■下水の目的と役割

【雨水の排除】市街地に降った雨水を速やかに排除し、浸水の被害から私たちの生命や財産を守ります。

【トイレの水洗化】汲み取り式トイレを水洗トイレにし、下水道へ接続することで、悪臭がなくなります。

【環境改善】水路や道路の側溝に汚れた水が流れなくなるため、蚊やハエなどの害虫の発生源をなくすことができます。

【水質の保全】汚れた水がそのまま川や海に流れなくなるので、川や海がきれいになり、自然環境を守ります。

■下水道への接続

下水道が使えるようになったら、すみやかに下水道に切り替えましょう。汲み取り式トイレの場合は、3年以内に水洗化することが法律で義務付けられています。

なお、下水道への接続工事は、必要な知識を持った知立市下水道事業排水設備工事指定工事店に依頼していただくことになっています。（下水道課の窓口で指定工事店一覧表を配布しています。また、市ホームページでもご覧いただけます。）

■下水道へ接続されている人へのお願い

○水に溶けない紙製品（紙おむつや紙おしぼり）は流さない！

○生ごみは流さない！

○油類は流さない！

一人一人がルールを守り、正しく下水道を使用しましょう。

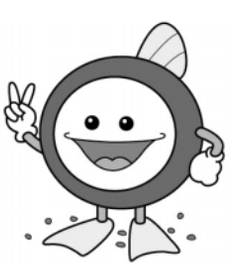

下水道キャラクター「スイスイ」

知立市消防団協力事業所表示証の交付

安心安全課 防災係（☎(95)0160）

市では、市内の事業所で従業員が消防団に入団している事業所や、消防団活動に配慮いただいている事業所に対し、「知立市消防団協力事業所表示制度」の導入を本年度から始めました。

この制度は、事業所の消防団活動への協力が社会貢献として広く認められると同時に、事業所の協力を通じて、地域防災体制がより一層充実されることを目的とした制度です。

第一回認定事業所として、8月24日に下記の事業所が認定および登録されました。

■知立市消防団協力事業所表示制度認定事業所一覧

（平成24年8月24日現在）

	事業所	住所
1	中川工業㈱	知立市山屋敷町向田20-1
2	富士機械製造㈱	知立市山町茶碓山19
3	野村開発㈱	知立市南陽1丁目132
4	㈱本多モータース	知立市新地町西広見17-1
5	㈱下林	知立市西町新川13-1
6	㈱黎光堂	知立市新林町平草49-6
7	藤工業㈱	知立市牛田町新田南10-1
8	㈱宮地テック	知立市東上重原4-3
9	㈱エス・エヌ・ビー	知立市山屋敷町板張36

知立市総合防災訓練

近い将来発生するといわれる大規模地震災害に対応するため、実践的な防災体制の確立と市民の防災意識の向上を図るため、知立市総合防災訓練を9月2日（日）午前8時から、第1会場を各自主防災会拠点、第2会場を市内7小学校として実施します。

小中学生、高校生、市民の皆さん多数ご参加ください。

詳細については、広報8月16日号をご覧ください。

▶問合せ　安心安全課　防災係（☎95－0160）

防災行政無線（同報無線）の伝達試験を行います

■とき
9月12日㈬
午前10時ごろ
午前10時30分ごろ
の2回実施します。

市では、地震・津波や武力攻撃などの災害時に、全国瞬時警報システム（J—ALERT）（※）から送られてくる国からの緊急情報を、さまざまな情報伝達手段を用いて確実に皆さんへお伝えするため、市内で緊急情報伝達手段の試験を行います。知立市が当日実施する試験は下表のとおりです。

情報伝達手段	内容
防災行政無線の放送	市内24か所に設置してある防災行政無線から、広報ちりゅうでお知らせしている放送と同じくらいの音量で次の放送内容が一斉に放送されます。 【放送内容】 「これは、試験放送です。」×3 ＋「こちらは、広報ちりゅうです。」 ＋ 防災行政無線チャイム

※知立市以外の地域でも、全国的に様々な情報伝達手段で試験が実施されます。

※J—ALERT（ジェイ・アラート）とは、地震・津波や武力攻撃などの災害時に国から送られてくる緊急情報を人工衛星などを活用して瞬時に情報伝達するシステムです。

▼問合せ　安心安全課　防災係（☎(95)0160）

※問合せは知立市役所　TEL 0566−83−1111（代表）
FAX 0566−83−1141
E-mail : info@city.chiryu.lg.jp

愛知県障害者委託訓練ひまわり―就労準備支援②コース―

公共職業安定所または愛知障害者職業能力開発校（☎0533(93)2102）

▼訓練期間　10月15日(月)～11月8日(木)（毎週月～金曜日の午前8時30分～午後3時）
▼ところ　就労継続支援センターひまわり（安城市今本町）
▼内容　農作業（施設野菜の栽培）、縫製（車のシート）作業、軽作業（車部品の検査等）を通じて訓練実施事業所での就労をめざす
▼対象　障害者手帳所持者（知的障がい・精神障がいの人）
▼定員　5人（面接で選考）
▼受講料　無料
▼申込み　9月19日(水)までに、公共職業安定所で手続きをしてください。（受講には安定所での求職登録が必要です）

9月1日～10日は「屋外広告物適正化旬間」です

建築課 施設管理係（☎(95)0156）

はり紙、はり札、立看板、広告板、広告塔などの屋外広告物の設置には、街の美観や自然環境を守るため、屋外広告物条例による一定の制限があります。屋外広告物を設置するときは、事前に市町村役場の担当窓口に相談し、規制の内容について確認してください。

また、県内で屋外広告業を営むためには、事前に知事の登録を受ける必要があります。（ただし名古屋市、豊橋市、岡崎市、豊田市は別制度となります。）屋外広告物条例を守り、美しい愛知づくりを進めましょう。

愛知県だより

「はぐみんカード事業」の県ポータルサイトがリニューアルオープン

県健康福祉部子育て支援課（☎052(954)6315）

地域社会全体で子育て家庭を支える機運の醸成を図るため、県・市町村と民間事業者が協働して、「子育て家庭優待カード（はぐみんカード）事業」を実施しています。

この事業は、子育て家庭（18歳未満のお子さんとその保護者、妊娠中の人）に配布される「はぐみんカード」を協賛店舗・施設で提示すると、商品の割引や粗品の進呈など店舗・施設が独自に設定する特典が受けられるものです。

県では、本事業のポータルサイトを所在地や業種などから検索できる便利な機能を新たに備え、リニューアルオープンしました。ぜひご活用ください。

○県ポータルサイト
http://www.pref.aichi.jp/kosodate/card/index.html

9月9日は「救急の日」、9月9日～15日は「救急医療週間」です

平成23年中には衣浦東部広域連合消防局の救急出動が19,807件、搬送人員が18,853人となりました。これは、約26.1人に1人が救急車を利用したことになります。

救急車を本当に必要としている人のもとへ、救急車の到着が遅れることのないよう救急車の適正利用にご協力をお願いします。

また、救急車が到着するまでの間に、適切な応急手当を行えるかどうかが人の生死に大きな影響を与えます。応急手当の知識や技術を身につけ、いざという時に尊い命を救えるよう救命講習会に参加しましょう。

救命講習会[9月開催分]

あなたは家族を救えますか。いざという時のために心肺蘇生法を覚えましょう。

会　場	安城消防署	碧南消防署	刈谷消防署
講習会名	普通救命講習Ⅰ	上級救命講習会	普通救命講習Ⅲ（小児・乳児・新生児）
開催日時	9月16日(日)　午前9時～正午	9月22日(祝)　午前9時～午後6時	9月29日(土)　午前9時～正午
定員・受講料	先着20人・無料	先着20人・無料	先着20人・無料
申込み	9月5日(水)午前9時～（☎75-2494）救急係へ	9月5日(水)午前9時～（☎41-2625）救急係へ	9月5日(水)午前9時～（☎23-1299）救急係へ
対象者	碧南・刈谷・安城・知立市および高浜市在住、在勤の人でいずれの会場でも受講できます。		
内容	上級救命講習会　心肺蘇生法（気道確保、人工呼吸、胸骨圧迫）、AEDの使用法、止血法、外傷の手当て、搬送方法など 普通救命講習Ⅰ　心肺蘇生法（気道確保、人工呼吸、胸骨圧迫）、AEDの使用法、止血法など 普通救命講習Ⅲ　小児・乳児・新生児の心肺蘇生法、ひきつけ、のどに異物が詰まった時の処置など ※救命講習を団体で受講される場合は、最寄りの消防署へお問合せください。		

▶問合せ　衣浦東部広域連合消防局　消防課（☎63−0135　ホームページ http://www.kinutoh.jp/）

［お詫びと訂正］広報ちりゅう8月1日号11ページの『第4回・5回危険物取扱者試験』の試験日に誤りがありました。正しくは、第4回が10月7日(日)、第5回が10月8日(祝)です。ここにお詫びして訂正します。
▶問合せ　衣浦東部広域連合消防局　予防課危険物係（☎63-0137）